



NPO法人 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

〒165-0031 東京都中野区上鷺宮3-13-1 鷺宮ガーデンハウスA2
TEL: 03-5439-4021 / FAX: 03-3926-7551 / E-mail: npoweb@abelia.ocn.ne.jp

<http://www.npoweb.jp/> @NPOWEB

2020年3月5日

内閣府 共助社会づくり推進担当 御中

認定NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

新型コロナウイルス感染症対応に係る NPO法人等の支援等に関する要望事項

拝啓 時下、益々ご清勝のこととお慶び申し上げます。

皆様には、NPO・市民活動への理解をいただき、その発展のためにご尽力いただいていること、深く感謝申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症については、NPO法人においてもイベント中止・延期や施設閉鎖、休校対応等による影響が広がっております。日本社会全体が対応に追われる中でも、児童生徒向けオンライン教材の無償提供や給食が無くなり苦しい方へのフードバンク（食品寄贈）活動など、多くのNPO法人が懸命に活動しています。

一方で、多くのNPO法人がこれから6月にかけて、決算期・総会開催・事業報告書等提出期限等を迎えます。このままでは、政府の方針に従うがゆえに、理事会・総会開催が困難／支援活動の停滞／認証・認定の取消リスクなど様々な点が問題として懸念されます。現場で頑張っているNPO法人等への支援が必要です。ぜひ、以下の事項を実現してください。

● 1. NPO法・関連法令の弾力的運用

- ・理事会・総会等へのオンライン参加・開催の柔軟対応
- ・事業報告書等の提出期限の弾力化、遅延等が認定審査等で不利益にならない旨明確化
- ・その他、NPO法人の新型コロナウイルス対応を阻害しない法令運用

● 2. NPO法人に対する財政支援等

- ・既存の補助金・融資・信用保証制度等を活用した財政支援と新規支援の検討
- ・政府・自治体等での委託費・補助金等の柔軟対応

● 3. 弾力的運用や支援施策の周知・広報

※本要望書に関するご連絡はシーズ窓口（080-3311-8706）までお願いします。

● 1. NPO 法・関連法令の弾力的運用

・理事会・総会等へのオンライン参加・開催の柔軟対応

現状、NPO 法人の理事会・総会におけるオンライン参加（インターネットを利用した会議・中継システム・ツール等（※1）による参加）や電話・テレビ会議などについては、内閣府からの Q&A 等が発出されておらず、その扱いが不明確だ。双方向性や同時性を確保でき、理事会・総会等に参加できるオンライン会議・中継システムによる出席・表決は、NPO 法の趣旨からしても、書面表決や委任より望ましいと言える。また、感染拡大予防の面からも非常に有効だ。

これらを踏まえ、早急に内閣府 NPO ポータルサイトに「定款に特別の定めがない場合であっても、オンライン会議・中継システム等による理事会・総会への出席・表決は有効である。」旨を掲載してほしい。

※1 例「zoom (<https://zoom.us/jp-jp/meetings.html>)」「skype (<https://www.skype.com/ja/>)」

※2 定款に特別の定めがある場合のみに認めるのは、そもそもの定款変更には理事会・総会が必要であり、認証事項でもあるため実効性が全く無く、逆効果なのでご留意いただきたい。

・事業報告書等の提出期限の弾力化、遅延等が認定審査等で不利益にならない旨明確化

今後、期限が到来する事業報告書等・役員報酬規程等の提出義務については、「特定非常災害」時の対応に準じて、提出遅延等に対して弾力的な運用を行っていただきたい。

また、認定審査等においては、すでに内閣府 Q&A (Q3-10-1) でも一定の方向性（※）は示されているが、今回の新型コロナウイルス対応がこれに該当する旨を明確に示してほしい。

※「天災の影響など申請法人の責めに帰されない事情や、特にやむを得ない事情による事業報告書等の提出の遅延等があった場合にまで、実績判定期間中の期限内提出の有無のみによって認定等の可否が決定されることは適当ではありません。」

・その他、NPO 法人の新型コロナウイルス対応を阻害しない法令運用

NPO 法人の法的義務は、NPO 法上求められるもの以外にも、税務、労務、各種業法に基づくものなど様々なものがある。法人税・消費税等の申告・納税や働き方改革対応（残業上限規制）などの期限延長・柔軟対応など、懸命に活動している NPO 法人の事情に配慮した対応をお願いしたい。

● 2. NPO 法人に対する財政支援等

・既存の補助金・融資・信用保証制度等を活用した財政支援と新規支援の検討

すでに経済産業省や厚生労働省からは、中小企業・小規模事業者向けの支援パッケージや休業助成制度などが発表されている。これらの多くは NPO 法人も利用可能である（※）。内閣府においても、NPO 法人向けにも支援策情報をまとめ、一覧として分かりやすく情報提供し

てほしい。また、今後、影響が長期化する場合は、新規の支援も検討いただきたい。

※NPO 法人でも利用可能な支援策例「ものづくり補助金」「IT 導入補助金」「事業承継補助金」、
「日本政策金融公庫融資」「信用保証制度」、「よろず支援拠点」、「休業助成（検討中）」など

・政府・自治体等での委託費・補助金等の柔軟対応

政府方針を受けて、NPO 法人が実施する大小さまざまなイベントやツアー、セミナーなどが中止・延期となっている。これらの中には、政府・自治体等からの委託や補助によって開催されているものも多い。すでに一部では柔軟な対応が行われ、中止分についても補償された事例がでてきているが、中止分の返金や支払拒否等により、NPO 法人が破産・倒産などに追い込まれることのないよう返金や支払拒否等がないようお願いしたい。

● 3. 弾力的運用や支援施策の周知・広報

上記、これらの弾力的運用や政府の支援施策をはじめ、民間企業や助成機関による支援策等について、内閣府 NPO ホームページ等で所轄庁や各地の NPO 支援センター、専門家、全国の NPO 法人などへ周知を図り、積極的に広報してほしい。